

益田市農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 令和2年(2020)12月22日(水) 15:30~16:45
開催場所 市役所 3階 大会議室

2. 出席 農業委員(15名)

1番	又賀 保	2番	大畑 美里	3番	須藤 寿人	4番	吉村 太
5番	大庭 清	6番	御神本康一	8番	佐原 晃子	9番	北條 義洋
10番	篠原 栄次	11番	谷本 大輔	12番	豊田 志摩	13番	柳田 継男
14番	豊田 浩	15番	宮川 有衣	16番	西川 友史		

3. 欠席 農業委員(1名)

7番 田中 綾

4. 出席 農地利用最適化推進委員(21名)

増野 六彦	田ノ上武夫	澤江 浩一	山根 健治
寺戸 康人	三浦 尚人	田原 勝美	野村 浩三
寺戸豊太郎	永見 浩二	河野 正憲	領家 耕一
和崎 恒義	椋木 昭雄	潮 好介	豊田 繁雄
中島秀一郎	宮内 英之	椋木 孝光	渡邊 豊孝
河野 光好			

5. 欠席 農地利用最適化推進委員(3名)

澁谷 記幸 岡崎 定佳 三浦 和顕

6. 提出議案

議第 29号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第 30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第 31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第 32号 農地でないことの確認について
議第 33号 農用地利用集積計画の決定について
報第 26号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第 27号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第 28号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第 29号 農地の埋立届出について
報第 30号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
報第 31号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

7. 議事に参加した職員

伊藤局長、和田局長補佐、高橋係長、村上主事、高橋主事

三家本美都総合支所地域振興課長補佐、田中匹見総合支所地域振興課参事

8. 議事の概要

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第6回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、11番の谷本大輔委員、12番の豊田志摩委員、よろしくお願いいいたします。また、本日の欠席委員は7番の田中綾委員、澁谷記幸推進委員、岡崎定佳推進委員、三浦和顕推進委員です。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。「議第29号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号1番</p> <p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、土田町の畑5筆 2,474㎡です。譲り渡し事由は、県外へ移住するため、住宅とともに申請地を処分したいため、譲り受け事由は、隣接する住宅と共に申請地を買い受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>大庭清職務代理</p>	<p>5番の大庭です。12月14日に三浦推進委員と現地確認を行ないました。家を売られて、農地が余るということで家を購入される譲受人が現在のままの農地を購入し、有効に利用していきたいとのこと。問題はありません。</p>
<p>会長</p>	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
<p>三浦尚人推進委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は1件です。ただいま説明がありましたが何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第29号 農地法第3条の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p>

事務局	<p>それでは許可といたします。次に「議第 30 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p> <p>整理番号 1 番 土地の所在は、横田町の畑 1 筆 241 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、倉庫で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
北條義洋委員	<p>9 番の北條です。12 月 13 日に領家推進委員と〇〇と現地確認を行ないました。場所は横田の〇〇の道路を挟んだ前側です。申請者ですが県外に在住しており、あまりこちらの土地のことは分からないといった状況です。この度土地を処分しようとした際に、住宅の横の倉庫が農地のままであったことから申請が出されました。始末書、土地改良区の意見書も出ており問題はないと思います。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
領家耕一推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>2 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 2 番 土地の所在は、喜阿弥町の畑 1 筆 51 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
柳田継男委員	<p>13 番の柳田です。この案件は 11 月の総会であった案件の関係です。現地は〇〇の下</p>

	<p>の方の〇〇沿いです。駐車場として車の待避所としても使われています。始末書、土地改良区の意見書も出ており問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
宮内英之推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>3番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号3番 土地の所在は、匹見町紙祖の畑2筆 21.5㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、墓地及び進入路で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
宮川有衣委員	<p>15番の宮川です。12月19日に西川委員、河野推進委員、渡邊推進委員と現地確認を行ないました。現地は匹見町の〇〇で、申請者のお墓が無いということでお墓をつくりたいとのこと。裏手は〇〇になっており、きれいに管理されており、土地改良区の意見書も出ており問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
渡邊豊孝推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>4番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号4番 土地の所在は、匹見町石谷の田3筆 1,549㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、植林で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。</p>

<p>会長</p>	<p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>宮川有衣委員</p>	<p>それでは担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>15番の宮川です。12月19日に西川委員、河野推進委員、渡邊推進委員と現地確認を行ないました。申請者は益田から通って管理をされていたそうですが、高齢になり通って管理することが難しいため植林をしたいということです。既に事業は完了していて〇〇などが植わっていました。土地改良区の意見書等も出ており問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>河野光好推進委員</p>	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
<p>会長</p>	<p>ありません。</p>
<p>事務局</p>	<p>5番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号5番 土地の所在は、匹見町道川の田及び畑9筆 4,306㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、植林で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 なお、30アールを超えるため、島根県機構に意見を聴取する案件となります。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>宮川有衣委員</p>	<p>15番の宮川です。現地確認は12月19日に行いました。現地は匹見町の〇〇になります。相続された農地が〇〇年には植林が完了されていたそうで、現況は〇〇となっていました。周辺に影響はなく始末書等出ており問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は5件です。ただいま説明がありましたが何かご意見やご質問などございませんか。</p>
<p>大庭清職務代理</p>	<p>3番の案件なんですけど、墓地と進入路となっていますが、申請地に対して進入路はどこからの進入路になっているんですか。</p>
<p>会長</p>	<p>これは申請地の斜め下くらいに小さな道があり、それが地図上の道から申請地の手前</p>

	<p>まで続いていて、〇〇に申請地がポツンとあるわけではなく、手前までは道が続いていてその2メートルくらい先に申請地があります。車が通るような場所ではないですが、赤道に近い感じではあります。道があります。</p>
大庭清職務代理 会長	<p>分かりました。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号1番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、東町の畑1筆 254㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2番の大畑です。現地確認は12月12日に又賀委員と2名で行ないました。申請地は〇〇のすぐ隣です。個人住宅を建設するため、周りは宅地になってまして、排水も合併浄化槽を設置するということで適当であると判断しました。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
増野六彦推進 委員 会長	<p>ありません。</p> <p>2番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号2番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、乙吉町の畑1筆 275㎡です。</p>

<p>会長</p>	<p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 雨水は、既存の側溝に流します。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>それでは担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>又賀保委員</p>	<p>1番の又賀です。現地確認は12月12日に大畑委員と2人で行ないました。場所は乙吉町の〇〇の下の〇〇沿いです。周りは宅地となっていて、その中にある畑です。特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
<p>増野六彦推進委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>3番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号3番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、中島町の畑1筆 958㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>大畑美里委員</p>	<p>2番の大畑です。現地確認は12月12日に又賀委員と2名で行ないました。申請地は〇〇を〇〇の方へ行った〇〇の近くなります。申請は宅地分譲で、上下水道も完備されており、隣接農地の同意書も添付されており適当であると判断しました。</p>
<p>会長</p>	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
<p>田ノ上武夫推進委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>4番をお願いします。</p>

事務局	<p>整理番号 4 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中須町の田及び畑 2 筆 235 m²です。</p> <p>都市計画区域内で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番の又賀です。現地確認は 12 月 12 日に大畑委員と 2 人で行ないました。場所は中須町の〇〇があるんですが、そこから少し入った場所です。以前は田んぼでしたが、現在は埋め立てられて畑となっています。隣接農地の承諾書、土地改良区の意見書も出ており問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
田ノ上武夫推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>本日は 4 件です。ただいま説明がありましたが何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 32 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番</p> <p>申請地は、多田町の 4 筆 合計 2,437 m²です。昭和 58 年の豪雨災害以降耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況にあるため、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>

会長	それでは担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
大畑美里委員	2番の大畑です。現地確認は12月12日に又賀委員と2名で行ないました。申請地は〇〇の向かいの〇〇の奥の〇〇の高いところです。山林、原野になっており、農地への復旧は困難だと判断しました。
会長	地元推進委員何かありますか。
増野六彦推進委員	ありません。
会長	2番をお願いします。
事務局	整理番号2番 申請地は、匹見町道川の1筆 654㎡です。申請地は「議題30号」において審議いただきました山林に隣接しており、既に山林化しております。農地への復旧は困難な状況にあるため、非農地証明願が提出されたものです。 ご審議の程よろしくお願いたします。
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
宮川有衣委員	15番の宮川です。12月19日に西川委員、河野推進委員、渡邊推進委員と現地確認を行ないました。場所は先ほどの4条の場所に隣接した場所です。現地は既に雑木林となっているようで、現況は山林化していました。非農地で問題ないと思います。よろしくお願いたします。
会長	本日は2件です。ただいま説明がありましたが何かご意見やご質問などございませんか。
谷本大輔委員	2番の匹見町の非農地についてなんですが、4条申請でした方はなんで非農地証明にできなかったのでしょうか。
会長	4条申請された方については、〇〇年に農地に植林で転用をされて〇〇となっています。今回の非農地につきましては、隣接の土地にはなりますが、植林ではなく自然荒廃によって山林化してまして、転用と非農地との違いになっています。
谷本大輔委員	分かりました。
会長	他にありませんか。 それでは無いようですので採決いたします。「議第32号 農地でないことの確認につ

	<p>いて」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 33 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議事参与の委員がおられますので、そちらから先に審議をさせていただきます。それでは退出をお願いします。</p> <p>(〇〇、退出)</p> <p>それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の利用集積計画は、利用権設定の新規が 45 件、再設定が 24 件の合計 69 件ございます。それでは、議事参与の関係がありますので整理番号 23 番から説明いたします。</p> <p>整理番号 23 番 申請地は、隅村町の田 2 筆 合計 5,242 m²です。9 年 3 ヶ月間の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>それでは説明をお願いします。</p>
篠原栄次委員	<p>10 番の篠原です。これは隅村の〇〇をしたところになります。〇〇を渡ったところの〇〇側です。譲渡人について年齢的、体力的に規模を縮小し農地中間管理事業を活用したいとのことです。問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ただいま説明がありましたが何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。整理番号 23 番については原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>(〇〇、入室)</p> <p>それでは整理番号 1 番に戻りまして説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番から 3 番につきましては、借り人が同じですので一括します。 申請地は、下本郷町の田 5 筆 合計 4,020 m²です。3 年間の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>地元推進委員より説明をお願いします。</p>

増野六彦推進委員	整理番号1番から3番につきまして、5筆の内3筆は3番の譲渡人が耕作をしていましたが、労力不足による規模縮小のため、新規の借受人と農地中間管理事業を活用して契約するとのこと。問題はありません。
会長	5番をお願いします。
事務局	整理番号5番 申請地は、久城町の田2筆 合計1,724㎡です。3年間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
田ノ上武夫推進委員	12月20日に現地確認をしました。現地は〇〇の南側です。貸付人が耕作をしていましたが、労力不足のため、農地中間管理機構を活用していくとのこと。問題はありません。
会長	7番から9番までをお願いします。
事務局	整理番号7番から9番につきましては、借り人が同じですので一括します。 申請地は、高津三丁目の田4筆 合計2,164㎡です。3年間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
須藤寿人委員	3番高津地区の須藤です。場所は〇〇の下の〇〇になります。今まで借りていた方が農地中間管理事業を活用するということです。特に問題はないと思います。よろしくお願いします。
会長	10番をお願いします。
事務局	整理番号10番 申請地は、遠田町の田2筆 合計3,105㎡です。6年間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
澤江浩一推進委員	安田の澤江です。貸付人が高齢のため耕作が出来ないということで、農地中間管理事業を活用するということです。よろしくお願いします。
会長	16番をお願いします。
事務局	整理番号16番 申請地は、横田町の田1筆 1,685㎡です。10年間の使用貸借権設定です。

会長	地元推進委員より説明をお願いします。
領家耕一推進委員	豊田地区の領家です。この圃場は〇〇の近くにあり、少し距離があり、管理が難しくなったということから農地中間管理事業を活用するとのこと。問題はありません。よろしくお願いします。
会長	18 番から 22 番をお願いします。
事務局	整理番号 18 番から 22 番につきましては、借り人が同じですので一括します。申請地は、本俣賀町の田 8 筆 合計 7,804 m ² です。5 年間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
和崎恒義推進委員	18 番から 22 番までいずれの農地も〇〇近くにあります。高齢化等により耕作が出来ず、この度農地中間管理事業を活用されます。よろしくお願いします。
会長	24 番から 26 番をお願いします。
事務局	整理番号 24 番から 26 番につきましては、借り人が同じですので一括します。申請地は、黒周町の田 4 筆 合計 7,898 m ² です。5 年間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
豊田繁雄推進委員	二条地区の豊田です。12 月 16 日に谷本委員と豊田志摩委員で現地確認を行ないました。これは今まで相對契約で行っていたものを今回農地中間管理事業を活用しての契約にするとのこと。問題はないと思います。
会長	27 番をお願いします。
事務局	整理番号 27 番 申請地は、柏原町の田 1 筆 1,415 m ² です。5 年間の使用貸借権設定です。
豊田繁雄推進委員	二条地区の豊田です。こちらも相對契約だったものを農地中間管理事業を活用しての契約に変えるものです。問題はないと思います。
会長	28 番 29 番をお願いします。
事務局	整理番号 28 番から 29 番につきましては、借り人が同じですので一括します。申請地は、美濃地町の田 3 筆 合計 5,357 m ² です。6 年 3 ヶ月間の使用貸借権設定です。

会長	地元推進委員より説明をお願いします。
中島秀一郎推進委員	美濃地区の中島です。28番は相対契約だったものを、この度農地中間管理事業へ預けるとのことです。特に問題ないと思います。29番は今まで貸付人の〇〇が耕作していましたが、高齢のため規模を縮小するというので、農地中間管理事業へ預けるということになります。特に問題はないと思います。
会長	32番をお願いします。
事務局	整理番号 32 番 申請地は、有田町の田 2 筆 合計 3,498 m ² です。3 年間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
中島秀一郎推進委員	美濃地区の中島です。これは相対契約だったものをこの度農地中間管理事業へ預けるとのことです。特に問題ないと思います。
会長	33番をお願いします。
事務局	整理番号 33 番 申請地は、有田町の田 2 筆 合計 2,508 m ² です。4 年間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
中島秀一郎推進委員	美濃地区の中島です。もともと別の方と契約されてましたが、契約の満了に伴い、〇〇である借受人が新たに耕作することになります。問題はないと思います。
会長	37番をお願いします。
事務局	整理番号 37 番 申請地は、市原町の田 1 筆 1,067 m ² です。5 年間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
椋木孝光推進委員	中西地区の椋木です。12月15日に豊田浩委員と現地確認をしまして、場所は市原の〇〇を抜け、〇〇沿いの田んぼです。貸付人は〇〇に住んでおられまして、〇〇が耕作されてましたが、〇〇年前に亡くなられて、自身も〇〇から通い耕作管理するのは難しいということで、この度農地中間管理事業を活用するものです。特に問題はないと思います。

会長	40 番をお願いします。
事務局	整理番号 40 番 申請地は、市原町の田 2 筆 合計 4,792 m ² です。5 年間の賃借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
椋木孝光推進委員	中西地区の椋木です。貸付人は今まで自分で耕作をされていたようですが、高齢になり中々難しいということで、近くを借りて耕作している借受人に預けようということです。問題はありません。
会長	42 番をお願いします。
事務局	整理番号 42 番 申請地は、美都町三谷の田 1 筆 1,632 m ² です。10 年間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
寺戸豊太郎推進委員	美都地区の寺戸です。12 月 14 日に佐原委員と田中綾委員と現地を確認しました。これまで相対で契約していたものを、契約の更新に伴って農地中間管理事業を活用することです。問題はないと思います。
会長	51 番から 69 番までをお願いします。
事務局	整理番号 51 番から 69 番につきましては、借り人が同じですので一括します。 申請地は、匹見町澄川の田 31 筆 合計 34,198 m ² です。10 年間の使用貸借権設定です。説明は以上でございます。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
河野光好推進委員	匹見の河野です。場所は〇〇にある田んぼです。全て農地中間管理事業を活用するものです。問題はないと思います。よろしくをお願いします。
会長	本日は再設定を含め 69 件です。ただいま説明がありましたが、先に採決をした 23 番以外について何かご意見、ご質問などございませんか。
領家耕一推進委員	豊田地区の領家です。参考までにお聞きしたいんですが、40 番の物納が玄米〇〇kg となっているんですが、これは何か理由があるんでしょうか。
事務局	面積で割り戻して 10a あたりにしていますのでこういった数字が出ています。実際は玄米〇〇kg といった契約内容になっています。

会長	よろしいでしょうか。
領家耕一推進 委員	はい。
会長	<p>他にございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 33 号 農用地利用集積計画の決定について」は原案通り許可としてもよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に報告事項に移ります。報告の方をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 26 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について 届出件数は、7 件です。6 件は相続者が管理され、1 件あっせんの希望がございます。</p> <p>報告第 27 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について 届出件数は、4 件です。 解約理由は、農地中間管理事業利用のためです。</p> <p>報告第 28 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について 届出件数は、10 件です。 解約理由は、整理番号 1 番は、労力不足による規模縮小のため、整理番号 2 番は、借 り人の変更のため、整理番号 3 番～10 番は、農地中間管理事業利用のためです。</p> <p>報告第 29 号 農地の埋立届出について 届出件数は、1 件です。 土地の所在は、津田町の 1 筆 3,957 m²です。嵩増しして畑利用するための埋立の届出 でございます。</p> <p>報告第 30 号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に伴う農地転用について 届出件数は、5 件です。 整理番号 1 番 土地の所在は、本俣賀町の 1 筆 465 m²のうち 2.25 m²です。 整理番号 2 番 土地の所在は、匹見町石谷の 1 筆 912 m²のうち 15 m²です。 整理番号 3 番 土地の所在は、隅村町の 1 筆 30 m²のうち 2.25 m²です。 整理番号 4 番 土地の所在は、多田町の 1 筆 64 m²のうち 2.25 m²です。設置のため、 61.84 m²の一時転用を伴います。 整理番号 5 番 土地の所在は、乙吉町の 1 筆 125 m²のうち 2.25 m²です。設置のため、 100.75 m²の一時転用を伴います。</p>

会長	<p>報告第 31 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について 所在地は、多田町の 1 筆、合計 1,180 m²でございます。</p> <p>今回の非農地判断を行った農地は、所有者より申し出があり、航空写真及び公図等を 確認した結果 B 分類として確認したものです。</p> <p>対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、 市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>ただいま事務局の方から報告がありましたが何かご意見、ご質問などございませ んか。</p> <p>それでは無いようですので第 6 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうご ざいました。</p>
----	---